

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月28日

【会社名】 株式会社 山梨中央銀行

【英訳名】 The Yamanashi Chuo Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役頭取 関 光 良

【本店の所在の場所】 山梨県甲府市丸の内一丁目20番8号

【電話番号】 055(233)2111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 浅 井 仁 広

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区鍛冶町一丁目6番10号
株式会社 山梨中央銀行東京支店

【電話番号】 03(3256)3131(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役東京支店長 吉 ざわ 尚 信

【縦覧に供する場所】 株式会社 山梨中央銀行東京支店
(東京都千代田区鍛冶町一丁目6番10号)
株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

平成30年6月26日開催の当行第115期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金3円50銭

総額 584,425,223円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成30年6月27日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 3,500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 3,500,000,000円

第2号議案 株式併合の件

1. 併合する株式の種類及び割合

当行普通株式について、5株を1株に併合する。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主に対して端数の割合に応じて分配する。

2. 株式併合の効力発生日

平成30年10月1日

3. 効力発生日における発行可能株式総数

79,600,000株

4. その他

その他の手続き上の必要な事項については、取締役会に一任する。

第3号議案 取締役14名選任の件

進藤中、関光良、田邊公久、浅川文明、橘田和彦、長田幸夫、中島武志、吉奥尚信、築田裕彦、浅井仁広、藤田豊、田中教彦、増川道夫、加野理代の14名を取締役に選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案	125,288	9,988		(注) 1	可決 91.24
第2号議案	135,226	50		(注) 2	可決 98.48
第3号議案					
進藤 中	107,672	27,601			可決 78.41
関 光良	108,298	26,976			可決 78.87
田邊 公久	114,923	20,353			可決 83.69
浅川 文明	115,010	20,266			可決 83.75
橘田 和彦	115,010	20,266			可決 83.75
長田 幸夫	130,759	4,517			可決 95.22
中島 武志	115,010	20,266		(注) 3	可決 83.75
吉奥 尚信	114,988	20,288			可決 83.74
築田 裕彦	115,008	20,268			可決 83.75
浅井 仁広	130,113	5,162			可決 94.75
藤田 豊	130,113	5,162			可決 94.75
田中 教彦	130,116	5,159			可決 94.76
増川 道夫	115,365	19,911			可決 84.01
加野 理代	116,631	18,645			可決 84.93

(注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主からの各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。